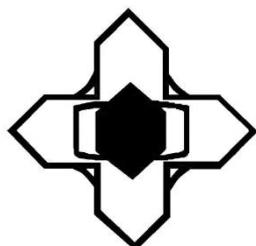


四万十町立窪川中学校

学校いじめ防止基本方針

R7.12. 20.(改)



1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、生徒に影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの生徒たちをいじめから救うためには、生徒の模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、生徒の心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。さらに、学校や学級で起こるいじめを、生徒たち一人一人が「自分事」としてとらえ、いじめの解決を目指し、生徒たち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて力を発揮できるよう、安心して心豊かな学校づくりを推進していく。

2 いじめの定義

【定義】いじめ防止対策推進法（2013年6月28日法律第71号）

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を活用して行う。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害者に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、「いじめ」の中には「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断されるものや、生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報すべきものも含まれる。これらについては、教育的配慮を行いながら、被害を受けた生徒の意向を確認したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

生徒に関わる全ての大人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもち、そのような学校の雰囲気や風土をつくっていく。また、何よりも被害を訴えてきた生徒や、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を、しっかり守り通す姿勢を大人が示し、「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、以下の5つを大切にしながら、生徒たちを見守り支えていく。

(1) いじめをさせない

「いじめはどの生徒にも起こりうる」という前提に立ち、いじめをさせない取組を進める。授業や学校行事などを通して、豊かな心や道徳心を育む教育活動を継続的に行い、「いじめは絶対に許されない」という意識を生徒の中に根づかせる。

また、いじめを行う背景にあるストレスや不安に目を向け、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処する力を育てていく。生徒自身が「人の役に立てた」「喜んでもらえた」と感じられるような場面を意識的に設け、自己有用感や充実感を育むことで、安心して過ごせる学級づくりを進め、保護者や地域とも連携して、いじめを許さない風土を築いていく。

(2) いじめに気づく

生徒の小さな変化に気づく力を高め、日常の関わりの中で「もしかしたらいじめかもしれない」という高い意識をもって早期発見に努める。

いじめは、遊びやふざけ合いを装って行われたり、見えにくい場所や時間帯に起こったりすることが多く、被害を訴えづらい状況もある。そのため、定期的なアンケートや教育相談、ICTの活用などを通じて、生徒のSOSを拾いやすい体制を整える。

(3) いじめに対応する

いじめが確認された場合、直ちに被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対して事情を確認したうえで、適切な指導を行う。いじめの認知から解消まで、組織的に迅速な対応を行う。

(4) 学校・家庭・地域で生徒を見守る

学校運営協議会を活用し、地域と協議する機会を設けることで、いじめの問題に対する共通理解を深める。また、風通しのよい関係づくりを進め、いざという時には協力して生徒を守る体制を整える。地域の行事や活動を通じて、地域ぐるみで生徒を育てる風土を築いていく。

(5) 関係機関とつながり生徒を支える

いじめの対応が困難な場合には、学校だけで抱え込まず、関係機関と連携して支援を行う。日頃よりSCやSSW、教育支援センター、補導センター、警察、児童相談所、医療機関などと連絡会議や情報共有を行って連携体制を構築し、必要な支援を迅速に提供できる体制を整える。

また、教育相談を活用して専門機関とつながり、生徒の課題に応じた支援を行う。

4 いじめ防止のための組織

- ・いじめの防止、情報の共有・理解、事案対応のため「いじめ防止委員会」を設置する。
- ・開催は毎週1回とし、必要に応じて専門家・関係機関を招集・連携するものとする。

(構成員)

学校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭

(役割)

○ いじめをさせない

- ・いじめが起きにくく、許されない学校環境の整備
- ・インターネット上のいじめなど複雑な事例への備え
- ・警察との連携体制の構築(スクールサポーター制度の活用など)

○いじめに気づく・対応する

- ・いじめ相談・通報の窓口としての機能
- ・いじめの兆候や問題行動に関する情報の収集・記録・共有
- ・緊急会議の開催やアンケート・聞き取り調査による事実確認と判断
- ・被害児童への支援、加害児童への指導、保護者との連携体制の構築

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクルの実施)
- ・校内研修の企画・実施
- ・基本方針の点検と見直し

※ 組織の「見える化」(全校集会での説明など、生徒や保護者に対して、組織の存在や活動内容を明確に伝える)、信頼される窓口づくりと周知、迅速かつ適切な対応を心掛ける。

5 いじめ防止の取組

(いじめをさせないための取組)

○基本的な考え方

- ・いじめはどの生徒にも起こりうるという前提に立ち、すべての生徒を対象に防止教育を実施する。
- ・生徒が自主的に考え、議論し、意見を表明する活動を通じて、いじめを許さない意識を育てる。
- ・発達段階に応じた実践的な指導を行う。

○指導のポイント

- ・いじめは重大な人権侵害であり、法的責任が生じる可能性があることを具体例を交えて指導する。
- ・家庭・地域・関係機関と連携した豊かな人間関係を構築する。
- ・コミュニケーション能力や規律ある態度を育てる授業・集団づくりを推進する。
- ・快適な物理的環境(清潔な教室など)を整備する。
- ・自己主張できる関係性を構築し、SOSを出せる力の育成を図る。

○特別な配慮が必要な生徒への対応

- ・発達障害のある生徒:特性理解と個別支援計画の活用。
- ・外国につながる生徒:言語・文化の違いへの理解と支援。
- ・性的志向・ジェンダーアイデンティティの多様性:発達段階に応じた教育と相談体制の整備。
- ・被災した生徒:心身への影響を理解し、心のケアと見守りの徹底。
- ・保護者との連携と周囲の生徒への指導を組織的に実施する。

(いじめに気づくための取組)

○教職員の意識と行動

- ・いじめは見えにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ・小さな兆候にも敏感に反応し、早期に関わる姿勢を持つ。
- ・いじめを隠さず、積極的に認知する姿勢を徹底する。

○実施する取組

- ・日常的な見守りを行い、信頼関係を構築する。
- ・定期的なアンケートや教育相談を実施する。
- ・生徒が安心して相談できる体制を整備・周知する。
- ・相談には迅速に対応し、保護者にも丁寧に説明する。
- ・スクールカウンセラー等の専門家を活用した校内研修を実施する。

(いじめに対応するための取組)

○情報の報告と共有

- ・教職員はいじめを発見・相談された場合、速やかに学校いじめ対策組織に報告する。
- ・情報を抱え込まず、即日対応を原則とする。
- ・方針に沿って記録を適切に残す。

○組織的な対応

- ・対策組織で情報共有後、事実確認と対応方針を決定する。
- ・被害児童を徹底して守り、加害児童には教育的配慮のもと毅然と指導する。
- ・背景要因にも目を向け、加害児童の立ち直りを支援する。
- ・保護者との連携を重視し、継続的な助言を行う。

・関係機関とも連携し、再発防止を図る。

(いじめの「解消」の判断基準)

解消とみなすための2つの要件

1. いじめ行為が止んでいること(心身への影響が止んでいる状態が少なくとも3か月継続)
2. いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと(面談等により、本人と保護者の状態を確認)

(解消後の対応)

- ・状況を引き続き観察し、再発防止に努める。
- ・必要に応じて、PTSDなどの後遺症へのケアを行う。
- ・支援内容や役割分担を明記した対処プランを策定・実行する。

6 重大事態への対応

(重大事態の意味)

「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」

- 1 生徒が自殺を企画した場合(疑いがある場合)
- 2 身体に重大な傷害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害が生じた場合
- 4 精神的な疾患を発症した場合 等を想定

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 1 年間30日間の欠席を目安とする。
- 2 一定期間連続して欠席しているような場合

※生徒や保護者からいじめによる重大事態に至った等という直接の申し立てがあった時も、上記同様に重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(重大事態への対応：初期情報集約)

速やかに四万十町教育委員会に事態発生について報告したうえで、「いじめ対策委員会」を招集する。情報収集を行い可能な限り事態の概要を明らかにし、当該生徒に対する適切な支援につなげていく。

(調査を行うための組織)

学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け、調査を行う。専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(事実関係を明確にするための調査の実施)

いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか(どのようなことをされたのか)、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

(調査実施におけるその他の留意事項)

- 重大事態が発生した場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた生徒の立ち直りを支援する。いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討する。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

(調査結果の提供及び報告)

いじめられた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。(個人情報保護を楯にいたずらに説明を怠るようなことがあってはならない。)また、アンケート調査の結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

調査結果については、四万十町教育長に報告する。調査結果の説明を踏まえて、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて提出する。

附則 この方針は令和7年12月20日から施行する。